

件名	愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例
主管課	職員厚生課
根拠法令等	愛媛県会計年度任用職員管理要綱等 雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号) 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第20号)
<p>【改正の概要】</p> <p>会計年度任用職員のフレックスタイム制導入のほか、雇用保険法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>〈会計年度任用職員のフレックスタイム制導入に伴う改正〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○会計年度任用職員がフレックス勤務した場合、当該勤務日は常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日に含めるものとする。(条例第2条第2項)</li> </ul> <p>〈雇用保険法改正に伴う改正〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○失業者の退職手当のうち、就業促進手当の支給対象を、安定した職業に就いた者に限定する。(条例第10条第11項第4号)</li> <li>○就業促進手当のうち、就業手当を廃止。(条例第10条第14項)</li> <li>○特定退職者(心身の故障による免職等)であって、雇用の少ない地域に居住している等の条件を満たす者に対する失業者の退職手当の給付日数の延長措置を、令和9年3月31日まで延長(条例附則第16項)</li> </ul> <p>〈日本電信電話株式会社等に関する法律改正に伴う改正〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本電信電話株式会社等に関する法律において、日本電信電話株式会社を定義する条文が追加されたことから、条例中の「日本電信電話株式会社」という文言に定義条文の引用を加える。(条例附則第4項)</li> </ul>	
施行日	令和7年4月1日(ただし、条例附則第4項の改正規定は公布日施行)
<p>【その他参考事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○失業者の退職手当とは 公務員は雇用保険法の対象外であるため、雇用保険法上の失業給付を受給できないが、一定の条件を満たす退職者に対しては、雇用保険法上の失業給付と同様の給付を退職手当の一種(失業者の退職手当)として支給している。</li> <li>○就業促進手当とは 失業者の退職手当のひとつで、再就職手当や就業手当などがある。このうち、就業手当について、雇用保険法が改正され廃止となることから、失業者の退職手当においても廃止とするもの。</li> <li>○特定退職者(心身の故障による免職等)の給付日数延長について 失業者の退職手当は、勤続期間・年齢・退職理由等に応じて給付日数が定められているが、特定退職者については、雇用の少ない地域に居住し、かつ再就職促進に必要な職業指導を行う必要があると認められた場合、給付日数がさらに延長される。この措置の期限を現行の令和7年3月31日から令和9年3月31日まで延長するもの。</li> </ul>	